

阿物売却第4号
公用車売払い

一般競争入札による
物品売却実施要領

令和7年度

阿賀野市

— 目 次 —

I	はじめに	1
	売払物品一覧表	1
II	一般競争入札による売却	
1	入札から物品引渡しまでの流れ	2
2	参加資格	3
3	売払物品の公開	3
4	入札方法	4
5	開札及び落札者の決定	5
6	契約の締結及び買受代金の支払い	5
7	物品の引き渡し	5
III	様式等	6
•	別紙1「市有財産売却一般競争入札参加申込書兼受付書」	7
•	別紙2「入札書」	8
	記入例	9
•	別紙3「暴力団等の排除に関する誓約書」	10
•	「市有財産売買契約書（標準例）」	11
◎	問い合わせ・入札書提出先	13

Ⅰ はじめに

- ◎ 阿賀野市では、本要領に則り、物品を一般競争入札により売却します。
- ◎ 一般競争入札とは、市があらかじめ定めた予定価格（最低売却価格）以上の金額で、最も高い金額で入札した方を落札者とする方法です。

売払物品一覧表（令和7年度）

物品 番号	物品名	車両 番号	メーカー ・型式	初年度 登録	走行距離 (km)	最低売却 価格(円)	備考
C-1	2 t ダンプ	新潟 100 さ 8702	三菱 キャンター	2004年 (H16)	約 40,000	800,000	車検 R8.3.12
C-2	グレーダ	新潟00 も1251	コマツ GD22H	1976年 (S51)	約 25,532	200,000	車検切れ

※ 最低売却価格以上の金額を提示してください。

II 一般競争入札による売却

1 入札から物品引渡しまでの流れ

① 入札参加申込・入札書受付



令和8年2月25日（水）から同年3月27日（金）午後5時15分までに、必要書類を阿賀野市役所総務部管財課に提出するか簡易書留で郵送してください（令和8年3月27日（金）必着）。

同期間中、売払物品をそれぞれの保管場所（本要領「3 売払物品の公開」参照）で公開します。

② 開 札



令和8年3月30日（月）午前9時に開札し、落札者を決定します。入札結果は全ての入札者に文書及びメールで通知します。また、市のホームページでも公表します。

③ 契約の締結



落札日から7日以内に売買契約を締結していただきます。（契約書の取り交わし、代金の納入通知書の交付を行いますので、落札者は市役所に来庁してください。）

④ 買受代金納付



市が発行する納入通知書により期限（発行から10日以内）までに全額納付してください。

⑤ 物品引き渡し

買受代金の納入を確認後、物品の引き渡しを行います。

※車両の搬送及び名義変更又は廃車の手続は、引き渡し後14日以内に落札者が行うものとします。

併せて、物品においては、車体の標示抹消及び回転灯の取り外しも行っていただくものもあります。

なお、確認のため、各行為の後7日以内に、標示抹消及び回転灯の取り外し後の写真並びに名義変更又は廃車の届出の写しを提出していただきます。（届出の所有者名は落札者名としてください。）

2 参加資格

市内在住者及び市内に事業所を有する法人・個人事業主とします。
ただし、次の事項のいずれかに該当する場合は、入札に参加することができません。

- ①公租公課を滞納している者
- ②成年被後見人
- ③未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④破産者で復権を得ない者
- ⑤会社更生法に基づき更正手続き開始の申し立てがされている者または民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体（暴力団）及び警察当局から排除要請がある者
- ⑦無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けている者

3 売払物品の公開

売払物品公開の日時及び場所は次のとおりです。

（1）公開期間及び時間

令和8年2月25日（水）から同年3月27日（金）までの日（土日祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

（2）公開場所

- ・物品番号 C-1
阿賀野市旧環境センター（阿賀野市笹岡 1635-11）
- ・物品番号 C-2
阿賀野市役所笹神支所（阿賀野市山崎 77）

※ご覧になる場合は、事前に下記連絡先へご連絡ください。

連絡先 阿賀野市管財課 TEL0250-61-2483

4 入札方法

本件入札に参加しようとする方は、次の内容に従って必要書類を揃え、受付場所に提出又は簡易書留で郵送してください。（受付期間内必着）

同一物品について、同一参加者が重複して申し込むことはできません。

(1) 受付期間及び時間

令和8年2月25日（水）から同年3月27日（金）までの日（土日祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付場所

〒959-2092 阿賀野市岡山町 10 番 15 号

阿賀野市役所 2階

阿賀野市総務部管財課財産管理係

(3) 入札の際の提出書類

1 市有財産売却一般競争入札参加申込書兼受付書（別紙1）

必要事項を記入・押印のうえ次の書類を添付して提出してください。

①「住民票」 ※阿賀野市市民生活課で発行できます。

②「身分証明書」 ※本籍地の市区町村で発行できます。

法人・個人事業主の場合は、①及び②に代わり「商業登記簿謄本」を提出（法人は、「履歴事項全部証明書」でも可）

※「商業登記簿謄本」、「履歴事項全部証明書」は法務局で発行できます。

③「市町村税の納税証明書」 ※納税している市区町村の税務課で発行できます。未納がないことを証明してください。

④「暴力団等の排除に関する誓約書」（別紙3）

※①～③の各証明書については、**申込日の3か月以内のもの**（写し可）とします。

2 入札書（別紙2）

※記入する金額は、ペン又はボールペンを使用して算用数字で明確に記入し、金額の前に必ず「¥」を付けてください。

<注意>

・封筒表に氏名又は団体名と物品番号等を記入し、入札書（別紙2）のみを封筒に入れてください。

・入札書以外の書類（1及び①～④）は受付時に確認しますので、入札書を入れた封筒の中に入れてください。

(4) 入札にあたっての注意事項

①本入札に要した費用は、全て入札者の負担とします。

②提出された書類は返却しません。

5 開札及び落札者の決定

令和8年3月30日(月)午前9時に阿賀野市役所管財課にて開札を行い、予定価格(最低売却価格:1ページ「売払物品一覧表」参照)以上の金額で、最も高い金額で入札された方を落札者とします。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上であるときは、入札事務に関係ない市職員が代わりにくじを引いて決定させていただきます。

開札結果は、阿賀野市のホームページで公表します。また、入札者には文書及びメールでもお知らせします。

6 契約の締結及び買受代金の支払い

- (1) 落札者と市との間で、落札の日から起算して7日以内に「市有財産売買契約」を締結していただきます。この日までに契約を締結しない場合は、落札者としての効力を失います。
- (2) 契約に必要な費用は落札者の負担になります。
- (3) 買受代金は、市が発行する納入通知書により期限(発行の日から10日以内)までに全額を納入していただきます。なお、発行の日が契約締結日となります。

7 物品の引き渡し

- (1) 買受代金の納入があったときに所有権が移転し、売払物品を引き渡したものとします。売払物品は現況渡しとし、引き渡し後の不調や故障についての補償は一切行わないものとします。
- (2) 車両の搬送は落札者の責任で、14日以内に行っていただきます。
- (3) 車体標示の抹消及び回転灯の取り外し並びに車両の名義変更又は廃車の手続は、引き渡し後14日以内に落札者が行うものとします。なお、確認のため、各行為の後7日以内に、標示抹消及び回転灯の取り外し後の写真並びに名義変更又は廃車の届出の写しを提出していただきます。
- (4) 取り外した回転灯については適正に廃棄願います。産業廃棄物として廃棄した場合は、マニフェストE票の写しも併せて提出してください。

Ⅲ 様式等

市有財産売却一般競争入札参加申込書兼受付書

下記の市有財産売却一般競争入札に参加したいので、当該入札に係る一般競争入札による物品売却実施要領のすべての事項を了知のうえ申し込みます。

阿賀野市長 加藤 博 幸 様

令和 年 月 日

申込者 住 所
(所在地)

氏 名 ⑩
(法人名及び
代表者名)

電話番号

E-mail

記

物品番号	物品名称

注意事項

- 1 物品番号及びその名称を記入してください。
- 2 同一物品について、同一参加者が重複して申込みことはできません。
- 3 個人の場合は、住民票、身分証明書、納税証明書及び暴力団等の排除に関する誓約書を各1部添付してください。
- 4 法人の場合は、商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、納税証明書及び暴力団等の排除に関する誓約書を各1部添付してください。
- 5 証明書は、申請日時点で発行後3か月以内のもの（写し可）を添付してください。
- 6 提出された書類は一切返却しません。

※受付

入 札 書

1 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 入札物品

物品番号	物品名称

阿賀野市有財産の内容、売払い方法、契約条件等を確認し、予め周知された一般競争入札による物品売却実施要領に基づいて入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

電話番号

E-mail

阿賀野市長 加藤 博幸 様

《記載例》

入札書

1 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	8	0	0	0	0	0

2 入札物品

物品番号	物品名称
C-1	2t ダンプ

阿賀野市有財産の内容、売払い方法、契約条件等を確認し、予め周知された一般競争入札による物品売却実施要領に基づいて入札します。

令和 8年 2月 25日

住 所 阿賀野市岡山町10-15

氏 名 阿賀野 太郎

印



電話番号 0250-62-2510

090-1234-5678

E-mail aganoshi@niigataken.jp

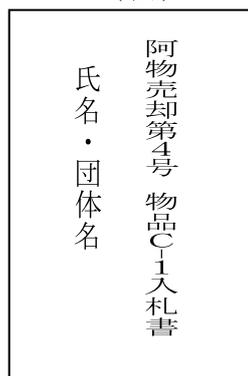
阿賀野市長 加藤 博幸 様

入札書を記入したら、
右のように封筒に入れて
ください。

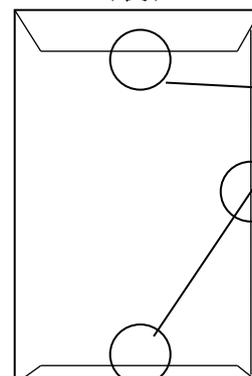
入札書を入れた封筒に
は、他の必要書類を封入し
ないでください。

封入後、他の必要書類と
併せて提出してください。

(表)



(裏)



のり付け部分に割り印

暴力団等の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

阿賀野市長 加藤 博幸 様

住所(所在地)

商号または名称

代表者職・氏名

印

私は、阿賀野市と市有財産売買契約を締結し、その債務を履行するにあたり、次の事項のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

なお、次の事項について確認するため、阿賀野警察署に照会が行われることについて承諾します。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められる者
- 3 暴力団員と認められる者
- 4 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
- 5 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- 6 法人にあっては、その役員(その支店または営業所の代表者を含む。7において同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるもの
- 7 法人にあっては、その役員のうち3から5までのいずれかに該当する者があるもの

市有財産売買契約書

売出人 阿賀野市（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）
とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物品）

第2条 売買物品は、次のとおりとする。

車種・車名	車台番号	数量
		1台

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（売買代金の支払い）

第4条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

（所有権の移転および売買物品の引渡し）

第5条 売買物品の所有権は、乙が第4条の規定による売買代金の支払いを完了したときに甲から乙に移転するものとし、売買物品の引渡しをするものとする。

（契約不適合責任）

第6条 乙は、本契約締結後、甲に対し、売買物品に関する契約不適合を理由とする追完、代金減額、契約解除、損害賠償等を行うことができない。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第8条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

（諸費用の負担）

第9条 この契約に要する費用の一切は、乙の負担とする。

（特約事項）

第10条 第9条までの規定以外に、本契約の特約については、本契約書別紙により定める。

（疑義の決定）

第11条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記契約の締結を証するため、本書を2通作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 阿賀野市岡山町10番15号
氏名 阿賀野市
阿賀野市長 加藤 博幸 ㊟

乙 住所
氏名 ㊟

別紙

第10条の規定による特約事項

- (1) 車両の搬送は乙の責任で14日以内に行うものとする。
- (2) 引渡し後14日以内に車体標示の抹消及び回転灯の取り外し並びに名義変更又は廃車の届出の手続を行うこととする。なお、確認のため、各行為の後7日以内に、標示抹消及び回転灯の取り外し後の写真並びに名義変更又は廃車の届出の写しを提出するものとする。
- (3) 取り外した回転灯は適正に廃棄し、産業廃棄物として廃棄した場合は、マニフェストE票の写しを併せて提出するものとする。
- (4) 前3項に係る費用はすべて乙の負担とする。

◎ 問い合わせ・入札書提出先

〒959-2092

新潟県阿賀野市岡山町 10 番 15 号

阿賀野市役所 総務部管財課財産管理係

電話番号 0250(61)2483